

## 平成 27 年度第 1 回仙台市精神保健福祉審議会議事録

開催日時	平成 28 年 1 月 15 日 (金) 18:30~20:30
開催場所	仙台市役所本庁舎 2 階第 1 委員会室
参加者	<p><b>【委員】</b>                      浅野弘毅会長、岩館敏晴会長代理、浅沼孝和委員、跡部 薫委員、宇田川一夫委員、小幡佳緒里委員、久保野恵美子委員、郡山昌明委員、後藤くらゑ委員、坂井伸一委員、佐藤文香委員、澁谷庸起子委員、滝井泰孝委員、原田幾世委員、光森陽子委員、諸橋 悟委員、山本 潔委員                      (欠席) 鈴木洋一委員、原 敬造委員、本多奈美委員</p> <p><b>【事務局】</b>                      健康福祉局次長、健康福祉部長、障害企画課長、障害者支援課長、精神保健福祉総合センター所長</p>

次第・発言者	内容
<b>開会</b> 事務局 (司会)	皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより、平成 27 年度第 1 回仙台市精神保健福祉審議会を開催いたします。
<b>挨拶</b> 事務局 (司会)	それでは開催にあたりまして、健康福祉局次長よりご挨拶をさせていただきます。
健康福祉局次長	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、日頃より、本市の精神保健福祉行政の推進にあたりまして、格別のご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。本審議会は平成 8 年の設置以来、これまで、精神保健福祉に関する様々な内容についてご審議いただいてきており、本市における精神保健福祉行政の推進に大きな役割を果たしていただいているところでございます。</p> <p>昨今の精神保健福祉を取り巻く環境を見渡してみますと、法律においては保護者制度が廃止され、家族に多くを求めてきた精神障害者の支援のあり方が大きく変わってまいりました。</p> <p>また、精神疾患の経験そのものを精神障害者支援の有効な手法として活かす取り組みとして、ピアスタッフやピアサポートの活用の有効性が注目を集めるようになっております。しかし、その一方では精神障害者の住まいの確保や地域の支援体制が十分とは言えず、地域生活への移行が進まないなど地域移行・地域定着をどのように推進していくかと言った課題もございます。</p> <p>本審議会は、本市における精神保健福祉行政を推進していくにあたりまして、大きな方向性をお示しいただくという役割を担っていただいているところでございます。本日は、これまで 4 年に亘り作業部会で検討いただいてまいりました「精神保健福祉の視点からの災害対応のあり方」の最終報告案について、ご審議いただきます。</p> <p>委員の皆様には幅広い見地から活発なご議論をしていただき、災害対応のあり方についての意見具申を賜ることをお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p>

<p>事務局（司会）</p> <p>浅野会長</p>	<p>引き続きまして、浅野会長から一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆様今晚は。本日はどうも有難うございます。東日本大震災から丸 5 年が経とうとしております。震災のその時も大変でしたが、まだまだ復旧復興に至らない方がいらっしゃるのも現状です。さて、震災の時に精神に障害をお持ちの方々は一般の方々以上に大変なご苦勞をされました。医療を受けられない、避難所で過ごすことができない、といったようないろいろな問題がありましたので、この教訓を生かして、来るべき次の災害に備えるということを検討することといたしました。審議会のもとに作業部会を設けまして 4 年間、大変精力的に検討を進めていただき、今日最終報告書の案が出されておりますので、是非慎重なご審議をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局（司会）</p>	<p>浅野会長ありがとうございました。</p> <p>引き続き、伊藤信治郎委員の退任に伴い、新たに跡部薫委員にご就任いただいております。</p> <p>跡部委員から一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>跡部委員</p>	<p>仙台市議会から参りました、跡部と申します。伺うところでは、最終報告案のとりまとめの段階に来ているということでございますので、大変恐縮ですが、今日はよろしくをお願いいたします。</p>
<p>事務局（司会）</p>	<p>跡部委員、ありがとうございました。</p> <p>次に、本日の審議会の定足数の確認をさせていただきます。20 名の委員のうち、17 名の出席をいただきました。仙台市精神保健福祉審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、委員の過半数が出席となるため、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>なお、健康福祉次長につきましては、所用がございますので、申し訳ございませんが、ここで中座させていただきます。（次長 退席）</p> <p>それでは、これ以降の議事の進行については、浅野会長をお願いいたします。</p>
<p><b>議事</b></p>	
<p><b>(1) 審議事項</b></p>	
<p>浅野会長</p>	<p>では、はじめに仙台市精神保健福祉審議会運営要領第 3 条第 2 項に基づいて、議事録の署名人を指名します。今回の議事録については、光森委員に署名人をお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。</p>
<p>光森委員</p>	<p>了解しました。</p>
<p>浅野会長</p>	<p>それでは光森委員、よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、本日の議事につきましては、仙台市精神保健福祉審議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき、公開といたします。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。お手元に最終報告案が提出されているかと思えます。この審議テーマについては、これまで審議会の下に作業部会を設置いたしまして具体的な検討を行って参りました。昨年度にはその中間報告も受けておりますが、今回の審議会で最終的にとりまとめ、仙台市長に対し意見具申を行うこととしております。委員の皆様の活発な議論を期待します。</p> <p>それでは、作業部会の座長である岩館会長代理よりご説明をお願いいたします。</p>

作業部会で取りまとめました文章は【資料 1】になります。その概要が【資料 2】となります。今日の説明は概要説明版の【資料 2】を使いたいと思います。

この作業部会では、ヒアリング調査とアンケート調査を最初にしまして、東日本大震災の時にどうであったか、というところでいろいろな問題の抽出をいたしました。作業部会の委員の方々も、それぞれの立場で震災の時に活動していたわけですが、いろいろな人の話を聴くと自分たちの知らないところでいろんなことが起きていたということがよく分かって、問題の整理ができたと思います。その後平成 26 年度に作業部会を 3 回実施して中間報告を取りまとめ、前回の審議会でその中間報告を行いました。その後 3 回作業部会を開催して今回の最終報告の取りまとめをしたという流れになっております。

それで、中間報告の概要、これについては前回の審議会で説明いたしました。6 つの課題が抽出されたということでもあります。一つ目は、災害時の安否確認と相談支援につながる体制です。もともと仙台市には災害時要援護者情報登録制度というものがあって、登録しておくことで災害時に登録者の安否確認が行われるというものです。しかし、実際にはその周知が進んでいなかったということが分かった。それでもともとあるこうした制度については周知を図るということです。それから、登録制度以外の対応策として、障害者相談支援事業所や通所施設等の支援における安否確認が有効である、ということです。これはアンケートやヒアリングの結果から、現実的には身近なところでの安否確認が有効であったということが出てきました。それから、災害初期の安否確認や避難支援だけでなく、避難生活から生活再建までの継続的かつ生活全般への支援が必要である。こういう検討課題が出てきました。

二つ目ですが、情報収集と情報提供ということです。災害時には、精神科医療に関する情報と共に、生活に必要な情報の提供も必要である。それから、当事者が困っていることや必要としていることを整理した上で、当事者に合わせて情報提供を行うことが大切である。こうしたことが課題として出てまいりました。

続いて三つ目ですが、避難所では安心して過ごせない方への支援のあり方ということです。これは、災害初期から避難生活に至る時期においては、より小さな圏域の中で支援が提供される必要がある。各区保健福祉センターや障害者相談支援事業所だけでなく、通所系福祉サービス事業所、小規模地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所等においても支援の一端を担うことが期待される。それから、継続的な支援が必要となる事例については、区保健福祉センターや障害者相談支援事業所などの支援機関につなぐ体制が求められる。こういうことが今後の課題、問題点として挙げられました。

四つ目です。生活再建への支援といたしまして、精神障害者への支援では、災害初期や避難生活時期だけでなく、生活再建も含めた支援が必要である。継続的な支援や生活全般への支援が必要な事例は、各区保健福祉センター、障害者相談支援事業所などが中心に役割を担うことが期待される。こういうことが問題として出てきました。

それから五つ目です。支援ネットワークの構築です。これは、やはりこういう時にはネットワークが大事であると。精神障害者への支援を行う機関、例えば通所系福祉サービス事業所、小規模地域活動支援センター、相談支援事業所等が中心となり、ネットワークを構築することが期待される。それから支援ネットワークの形成は、災害時だけではなく、日頃から顔の見える関係づくりが大切。災害に備え、定期的に話し合いの場を持つことが望ましい。実際、今回の災害の時もそうでしたが、日常的にネットワークができていいる所は、比較的スムーズに問題

が処理できたということが言われております。ですから、災害時だけでなく日頃からの活動が大事であるということが出てきました。それから、支援ネットワークは、障害福祉サービス提供等の支援機関だけでなく、地域支援者や地域包括支援センターとの連携等も含めた構築が必要である。精神障害だけでなく、他の障害の部分も含めたところとの連携も必要だろうということも出てきました。というのも、実際に地域包括支援センターなどで精神障害の方の相談を受けるということも災害時にあって、対応上でどうしたらいいかということもあった。

それから六つ目の課題です。災害への備えです。日頃から災害対応のイメージ作りを行うことでの自助を促す取組みが必要だ。それから、地域防災活動に精神障害のある方が参加できるための取組みであったり、事業所等にて個々の利用者と災害時の避難および支援方法の共有も必要だろうということも出てまいりました。

アンケート調査やヒアリング調査で明らかとなったこうした課題に対して今回示した報告案です。まず6つの課題を、災害発生からの3つの段階について分類整理するということを提案したいということで、作業部会ではまとまっています。一つは、「日頃からの備えを支援する」ということ。二つ目は「災害時に支援する」。三つ目は「日常生活への回帰を支援する」ということです。

災害が起きる前、「日頃からの備えを支援する」というところで、まず、支援ネットワークの構築を行うというところですが、これは後でご説明しますが「災害こころネット」というものを地域に作っておくということです。それから、精神障害者の災害時の避難行動や準備のイメージづくりを普段から行っておくということです。これは「避難計画作成キット」というものを作り、災害が起きたら自分はどうするか、を事前に決めたり、イメージづくりをしておくというものです。それから、通所系施設等を利用する精神障害者への災害時対応に備えるということです。これは、必ずしも自宅で災害に遭うとは限りませんので、通所先の施設でも「避難計画作成キット」を使ってイメージづくりと事前の計画づくりをしておくというものです。

次に、「災害時に支援する」というところでは、災害時の相談支援体制については、「災害こころネット」の役割となります。避難所における支援、避難所以外の地域における支援についても「災害こころネット」の役割としました。それから情報収集と情報提供も「災害こころネット」の役割としました。

最後の「日常生活への回帰を支援する」ということでは、生活再建に向けた継続的な生活支援としました。

今回の報告の一番は「災害こころネット」であり、これがどういうふうになられて、どういうふう機能するかということが一番の問題になります。それから日常的に災害に備えて作っておく「避難計画作成キット」というものも重要で、いわばこの二つが最終報告案の目玉ということになるかと思えます。

そこで「災害こころネット」についてご説明したいと思うのですが、まず、この発想の原点があります。それは、災害時支援は、地域の実情を把握する支援者のアウトリーチ活動が大切なのだということです。災害が発生した時に、大きな単位で考えると大変難しい。原則としては中学校区単位程度で共同体を構成し、「災害こころネット」を作る。そうすると、その地域に密着した単位で動けるし、アウトリーチも非常にしやすくなる。災害時に避難所に来てくださいといっても、現実に精神障害の方には、それは難しいし、自宅にいるほうがかえって精神的には楽だという人も多いので、そうなるアウトリーチをするしか支援の方法はないだろうと。そして、アウトリーチを「災害こころネット」でするときに一定のマンパワーが必要ですから、それを複数の障害福祉サービス事業所による事

業共同体によって叶えるという形で活動に対応しましょうと。

「災害こころネット」を構成する事業所は、①平常時（日常時）から研修会や合同避難訓練等に協力して取組み、良好な関係のもとで災害時の連携に備えておく。そして平常時から、地域内の行事や避難訓練への協力と参加、各種研修会や勉強会を協働開催する。こうした取組みにより、地域の町内会や民生委員、児童委員、学校、企業、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業所等と地域内のネットワークを構築しておく。②ですが、「災害こころネット」は災害時の相談支援体制の中核を担います。「災害こころネット」の活動時期は、担当区内の指定避難所の開設時から指定避難所の閉鎖までとします。始まりと終わりを明確にしてあります。

この期間内、つまり、指定避難所が開設されている期間内は、アウトリーチ活動として、避難所や地域へ出向き、地域の支援者の協力により活動を行う。それから、平常時（日常時）からの地域との関係がうまく機能していればですが、この関係性を活かして、担当する中学校区域内の要支援者に関する情報を集約し、役割分担して支援する。中学校区域内に支援を必要としている人がいれば、とにかくその情報を集める。そうしてから役割分担して支援する。そして一つの中学校区域を超えた対処が必要な場合には、区域外他機関や団体との協力の必要性も検討する。また、何らかの理由により「災害こころネット」を構成できない場合に備えて、予め他の福祉サービス事業所からのバックアップ体制を整えておく。事前に「ウチができない時は、お家でバックアップしてください」というバックアップ体制を作っておいて、それも機能できない事態のときには仙台市がバックアップを図る、というふうに二重三重の体制を敷いておくということです。

次に③避難所における支援ですが、「災害こころネット」は、避難所を利用中の精神障害者と避難所を運営する町内会などとの間を取り持ち、避難所に障害への配慮を働きかけるなど、安心して避難所を利用することができるよう支援する。これは、避難所には行ったものの、周りの人の目が気になるとか、できれば個室が欲しいとか、実際に寄せられた障害者自身の声があったものですから、自宅には戻らずに避難所にはいるのだけれども、避難所の中での身の置き方、その辺についても「災害こころネット」が働きかけをするということです。

④の避難所以外の地域における支援というところです。避難所に行けないで自宅であるとかアパートにいる精神障害の人をどうサポートするかということです。避難所を利用していないと食糧や支援物資が届かない、あるいは情報が届かないという問題があったわけですが、災害時にそういう人に対してアウトリーチによって、食糧の配布であるとか医療に関する情報提供などと合わせて生活支援を行う必要がある。それから「災害こころネット」を構成する障害福祉サービス事業所の一部を開放する等が可能な場合、孤立を予防し、安心して過ごせる場として一時的な居場所を提供する必要がある。避難所には行けないのだけれども、仮に精神障害者のサービス提供事業所などが場所を提供できるのであれば、そこであれば比較的仲間うち、顔なじみがいるということで、いいのではないかと。ただこれはサービス提供事業所のほうの負担が大変なので、全てのところではできないでしょうけれども、もしできるところがあれば協力してもらおう、ということとです。

「災害こころネット」を図示してみると【資料2】の10頁のようになります。図の左と右に、福祉サービス事業所などが描いてあります。「災害こころネット」があつて、もともとその地域内の資源、時計回りで行きますと、委託相談支援事業所、区保健福祉センター、こころのケアチーム、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター、企業（会社・店舗）、学校、民生委員・児童委員、町内会

といったように、可能な限り地域の中にネットワークを作っておくということです。「災害こころネット」は、災害時の地域における支援の中心となって、相談・訪問・居場所・情報提供の役割を担います。平常時には、共同する障害福祉サービス事業所同士の連携を強めておく、担当する中学校区内の自治組織等との関係づくりを進めておく、各種障害福祉サービス事業所等で作成した避難計画を随時受け取って管理する、ということ普段からしておく。災害が起きたら、自宅にいる人に対しては避難所を利用しなくとも、必要な援助が受けられるような支援を行い、避難所を利用している人に対しては避難所を利用し続けられるように支援するという事です。

続いて次に、「避難計画作成キット」の事です。

これは精神障害の当事者の方々が普段から、もし災害が起きたらどうするかということ、「避難計画作成キット」というものを使ってイメージづくりをしていくということです。一つは災害時の避難行動や準備のイメージづくりを促すということで、精神障害者の居住地を基本としたシミュレーションをしておく。内容は、事前の準備物、避難場所、避難経路、家族や支援者の連絡先、薬の処方内容や症状悪化時の対処法、「災害こころネット」の連絡先等をきちんと把握しておく。それから、各種支援情報や制度、支援機関などに関する知識を学び確認しながら、自分自身で書込む形として、自らの避難行動イメージが形成されるように配慮する。そういうキットを作成しておく。それから二つ目。先ほども述べましたが、自宅で被災するとは限らないので、通所系施設等利用者への災害時対応に備えるということです。通所系サービス事業所、委託相談支援事業所、精神科医療機関の利用者については、働きかけの機会も多く職員との信頼関係もあることから、職員がサポートしながらキットを活用し、通所者の避難計画を立案することを推奨する。要するに、自分が通っているところのスタッフと一緒にこういうイメージづくりをするということです。そして、立案した避難計画は、精神障害者の居住地を担当する「災害こころネット」とも共有しておいて、災害時のサポートを受けられるようにする必要があります。こういうことです。

以上が、「災害こころネット」と「避難計画作成キット」の説明になりますが、次は残された課題であります「情報収集と情報提供」です。これについては一つは精神科医療に関する情報。どこの医療機関は再開しているとか、どこに行ったら薬がもらえるとかといったようなことです。これを、精神保健福祉総合センター（はあとぼーと）が市内の精神科医療機関から情報を収集し、区保健福祉センターへ提供する。あくまで窓口は、はあとぼーとということです。それから、生活に関する情報については、区保健福祉センターが収集し、精神科医療に関する情報と併せて避難所を通じて「災害こころネット」へ提供する。

「災害こころネット」の活動状況や、各障害福祉サービス事業所等の活動状況については、これも区保健福祉センターを経由して精神科医療機関や他の「災害こころネット」などへ提供し、情報の双方向性の確保に努める。情報というのは一方通行ではしょうがないので、なんとか両方向に動くように努めるということです。そして、これらの情報は、可能な範囲で公共放送機関等を通じて適時配信に努める。これを図示したものが、【資料 2】の 13 頁になります。図の中に、これは仮称なのですが、「災害時精神障害者情報提供機関リスト」とあります。これは予め、双方向で情報をやり取りする機関のリストを作っておいて、災害時にはリストを使って、できるだけ速やかに区保健福祉センターとの情報のやり取りをするというものです。

それから、最後になりますけれど、「日常生活への回帰を支援」ということです。「災害こころネット」は避難所が閉鎖されれば活動は終了になります。しか

	<p>し、サポートが継続的に必要だろうと思われる精神障害の人については、早い段階から、支援の引継ぎを区保健福祉センターや委託相談支援事業所に対して行い、日常生活への回帰が円滑に進むよう支援していくことが大切になるということです。</p> <p>以上が、最終報告案の概要です。最初にお話しした通り、今回の目玉は「災害こころネット」と「避難計画作成キット」です。ただ、この「災害こころネット」が上手く行くのか、これは災害時だけでなく日常的に活動しておくことが重要となります。テーマとしては災害時のことを扱ってはいるのですが、災害時に上手く活動できるためには、基本的には日常活動、日常的なことが大事です。絵に描いた餅にならないためにどうするかということが今後の課題だと考えます。それと、我々は精神障害についてどうするかを考え検討する立場ですから、今回は精神障害について提言ということになりましたが、上手く行けばこうしたことは、精神障害に限らず広められるかもしれない、そういう意味合いと期待を込めて作業部会としてのとりまとめを行ったところです。</p> <p>駆け足でしたが、以上で作業部会の報告を終わります。</p>
浅野会長	<p>岩館会長代理、ありがとうございました。作業部会で熱心に討論されたわけですが、作業部会に参加されておられる委員の先生方もいらっしゃるのので、補足があればご発言をお願いできればと思います。郡山委員、いかがですか。</p>
郡山委員	<p>岩館会長代理がお話ししていただいた通りなのですが、作業部会の中で私個人としても、日頃からの関係性が重要であるということと、“市”や“区”という大きな単位でなく、小さな単位での情報収集、情報提供、そしてアウトリーチをするということがとても有効なのだろうと考えています。日頃からのネットワークをどうつくっておくかが問われるのだろうと思って、作業部会に参加させていただいていました。</p>
浅野会長	<p>ありがとうございました。それでは、坂井委員いかがですか。</p>
坂井委員	<p>私自身は、作業部会に参加して、精神障害の方たちがどこでどんな思いをしていたかというのがよく分かりましたし、今後必要になるだろうことは今回の作業部会の中でおおむね示されていると考えています。ただ、岩館会長代理も言われましたが、この仕組みを現実のものとするのにどうするか、というところが一番の肝になるだろうという気がいたします。</p>
浅野会長	<p>ありがとうございました。それで岩館会長代理からもお話がありましたけれど、今回の提言が、画餅に帰さないためにどうするのかということが重要になります。現段階で行政のほうで具体化する案をお持ちですか。お持ちでしたら、そこまで伺った上でディスカッションしたいと思います。</p>
障害者支援課長	<p>来年度以降の取組みにつきましてご説明させていただきます。作業部会からの報告を受けまして、28年度以降、必要な予算を確保した上で、「災害時地域精神保健福祉体制整備事業」として位置付けて取組みを進めて参りたいと考えております。この事業につきましては、災害時のアウトリーチ支援を可能とする「災害こころネット」の整備を最優先するものでございます。精神障害のある方の障害特性に応じまして、避難所や自宅などでのサポートを可能とするために、災害時に原則として中学校区ごとの地域に「災害こころネット」を整備いたしまして、</p>

相談やアウトリーチにあたっていただくことと考えております。中学校区内に所在する精神障害者を支援対象とする事業者が複数集まって、共同事業体を構成して「災害こころネット」として活動することを想定しております。また、この「災害こころネット」のマンパワーにつきましては限りがありますので、災害時の精神障害者の支援を円滑に行うためには、地域の町内会であったり、民生委員であったりといった、地域内の様々な関係者、関係機関の皆様との連携体制の仕組みを整備しておくことが非常に重要であります。こうした仕組み、ネットワークの仕組みは平常時から構築しておくことが大変重要になると認識いたしております。平成28年度につきましては支援対象者が比較的少なく精神障害者を支援する事業所が一定数整備されております若林区をモデル区と選定いたしまして、取組みを進めてまいりたいと考えてございます。具体的な取組みの内容と致しましては、一点目といたしまして、災害こころネットを構築する場合に地域の複数の障害福祉サービス事業所が共同事業体を構成するわけですが、その際に運営する法人の異なる事業所同士あるいは、提供しているサービスの種類が違っている事業所同士の組合せといったものが当然考えられます。実際事前にこういった仕組み、手法、取り決めによれば、共同体として活動していけるのか、また、実際災害が起こった際にどういうルール、運用で支援をしていくのかということにつきまして、具体的に標準的なモデルにつきまして検討をしてみたいということでございます。

二点目といたしまして、「災害こころネット」を構成する事業所と地域との連携の推進という意味においては、地域で行われている避難訓練やお祭り、催事、行事への協力や参加などをしながら、地域内ネットワークを構築するための研修会なども開催させていただいて、お互いに顔の見える関係を築きまして、地域内の精神障害のある方についての、実際の避難のあり方や支援の仕組みというものを一緒に検討してみたいと思っております。

三点目として、通常、通所系のサービス事業所に通っておられる方もいらっしゃると思いますので、そうした通所先の事業所と居住しているエリアの災害こころネットとの情報共有の仕組みについても検討をまいります。

それから四点目としまして、「災害こころネット」が何らかの理由で機能しない場合も想定されますので、その場合のバックアップといたしまして、区の障害高齢課や全市的なバックアップという意味では障害者支援課との協力体制についても検討をまいります。

五点目と致しまして、災害時の情報収集と情報提供の仕組みづくりを、実際に機能するように関係機関との協議を進めてまいりたいと思っております。

「避難計画作成ツールキット」につきましては、精神障害のある方が、実際に避難行動をとるために、どうしても必要なものと考えております。地域の中での連携や「災害こころネット」の検討をしていく中で、実際のキットの内容、項目を使い方も含めて具体的に検討をし、29年度の予算要求につながるような取組みにしてみたいと考えております。

これらの28年度を取組みを踏まえまして、29年度以降の展開でございますが、若林区での実証結果を踏まえまして順次、他区での「災害こころネット」の構築、あるいは地域ネットワークづくりというものを展開できるように進めてまいります。もうひとつ、「避難計画作成ツールキット」につきましては、29年度に予算を確保いたしまして、必要部数—精神障害者保健福祉手帳の所持者を中心となると考えていますが—を印刷して配布すること、併せて自己記入式のツールキットということになりますので、ご自分で記入できない方への支援、作成支援をいたしまして、その方オリジナルの避難計画となるように取組みを進めてまい



	<p>りたいと考えております。</p> <p>私のご説明は以上でございます。</p>
浅野会長	<p>ありがとうございました。具体的な 28 年度、29 年度の計画について、ご説明をいただきました。それでは委員の先生方から、ただいまの最終報告案について、ご意見あるいはご質問があればお受けしたいと思えます。</p>
原田委員	<p>「避難計画作成ツールキット」について、お伺いします。自分自身で書き込む形で作っていくということですが、ご自身で作成できる方だけでなく、そうでない方もいらっしゃいます。事業所等に通所されている方がそのあたりのサポートをどう受けられるか、というものも 28 年度の若林区でのモデル事業にはふくまれるのでしょうか。また、「キット」自体をより良く、より使いやすいものにどうするのか、といった検証や検討も大切だと考えるが、これについても若林区での実践をもとにして検討されていくという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>それからもう一点です。薬の処方は、人によってはいろいろと変更があったりしますので、その都度処方内容を書き込んでおくということは大変なことではないかと思えます。そのあたりの工夫をどうするかということも検討してもらいたいと思えます。</p>
浅野会長	<p>ありがとうございました。現段階でこれにお答えできるところはありますか。</p>
障害者支援課長	<p>「避難計画作成ツールキット」を作成するのは 29 年度の予定としておりますので、どのような形・内容となればより使いやすいものとなるのかについて、28 年度に検討させていただきます。実際の使い方を想定した上での作りこみに配慮してまいりたいと思えます。処方内容の件については、ツールキット自体が作って終わりというのではなく、随時見直しをするものです。繰り返し見直すことによって、学習・確認をしながら、現在の記載内容が自分の避難計画に対して適当かどうか、イメージにあっているかどうかを、随時見直して、変更があればそれを書き換えるあるいは書き加えていただくことを想定しております。</p> <p>併せまして、携帯用の小さなものでいつも持ち歩けるものもいいという意見も作業部会の委員の方からはいただきました。ただ、いろいろな情報を入れると、コンパクトさがなかなかそこまでは行かないものもありますので、例えば、携帯電話のカメラで記入したページを撮っていただいて、画像として保存していただくといったことも想定しています。</p> <p>いずれにしましても、具体の検討につきましては 28 年度にしっかりやらせていただければと考えております。</p>
浅野会長	<p>よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p>
諸橋委員	<p>【資料 2】の 10 ページの図ですが、もう少し幅広く考えても良いのではないかなと思います。例えば、東日本大震災の時に福祉避難所に統合失調症の方がいらしたり、薬を求めて普段の通院先でない医療機関を訪ねて処方してもらったなどという方がいらっしゃいました。そういうことから地域のクリニック、あるいは薬局との連携ということも大事な要素、地域の資源になると思えますから、図の中に含めてはどうでしょうか。</p> <p>それから、今回の震災によって、我々は様々な支援を全国いろんなところから</p>

	<p>受けました。例えば、阪神淡路大震災に遭遇した障害者たちが「ゆめ風基金」を通してカンパをしてくれたり、現在も続いています。被災した作業所などにパソコンを寄付してくれたりしています。また、被災した障害者を支援する宮城県内の障害者団体・関係団体が連携するJDFみやぎの取組みもあります。今回の災害を教訓に、審議会としては、こういう体制を作っておくべきですとか、実際に災害が起こった時の応援の体制といったものを考えておくことも大事なことです。</p>
浅野会長	<p>ありがとうございました。「災害ころネット」の構成組織が、どちらかというと福祉系になっているが、医療系を入れなくていいのかというご趣旨かと思えます。この点についてはいかがですか。</p>
障害者支援課長	<p>【資料2】の10ページに示しているのは、あくまでも例示ということです。地域によって関わり方、資源の活用の仕方はさまざまあるかと思えます。ご指摘のあった医療系の方々と連携できる部分についてはそのようにしていきたいと考えます。</p>
浅野会長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
後藤委員	<p>災害時要援護者情報登録制度については、登録をしていない方、窓口に乗れない方が相当いらっしゃる。そういう方をどのようにしてこの対策に引き込んでいくのか、いかがお考えでしょうか。</p> <p>また、薬の件についてですが、供給のラインがストップした中で薬を手に入れられなくなっている方に対して、例えば院外薬局、調剤薬局に薬の説明書なり処方箋なりを持参したら処方を受けられる、といったような方策はなされないのでしょうか。</p>
浅野会長	<p>災害時要援護者情報登録制度について、いかがですか。</p>
障害者支援課長	<p>後藤委員がご指摘のとおり、災害時要援護者情報登録制度につきましては、地域の中で病気のことを知られたくないという思いを持つ精神障害のある方が少なからずいらっしゃって、登録が進まないという現実がございます。</p> <p>地域の方々と連携するということは、その方々が持っている情報を「災害ころネット」のほうで把握して、避難所に行けない方についてはきちんと自宅の方に伺って支援をするということを想定しています。この場合に、災害時要援護者情報登録制度ではない部分で「災害ころネット」がどういう情報をどのように地域の中で把握できるかというのは大きな課題であると認識はしています。</p>
浅野会長	<p>質問の後半、調剤薬局の件については、情報をお持ちの方はいらっしゃいますか。東日本大震災の時は、処方箋なしでも開いている調剤薬局は対応してくれたというふうに記憶しているのですが。そもそも薬の供給が途絶えたために調剤薬局を開けることができなかったというケースの方が多かったですね。ただ、これが部分的な対応であるかもしれず、全体的にそういった対応であったのかどうか確信はないのですが。</p>
精神保健福祉総合センター所長	<p>東日本大震災の時には、厚生労働省からの通知で、処方箋なしでも薬を処方できるといった趣旨のものが出されて、これを根拠に調剤することが可能になりま</p>

	<p>した。こうしたことから、結局のところ厚生労働省が災害時にどのように判断し対応を指示してくるかによるのであらうと思われます。医療機関がどの程度稼働できる状態にあるか、といったこともこの判断には関わってくるものと考えられます。</p>
浅野会長	<p>ありがとうございました。他にご意見、ご質問はありませんか。</p>
山本委員	<p>「災害ころネット」が対象とする要援護者というのは何を根拠にリストアップすることになるのでしょうか？日常からネットワークを構築しておくということになると、我々当事者は社会の隅っこに縮こまるようにして生きている人も少なくないものですから、隣にバレル、町内会にバレルとなると現実的に怖いものがあるのです。障害者手帳をもとにリストアップされるのか、先ほど後藤委員の質問にあったように災害時要援護者情報登録制度をもとにリストアップされるのか、そこのところを確認しておきたいのですが、いかがですか。</p>
障害者支援課長	<p>対象となる方をどのように把握し支援をするのか、という点につきましてご説明いたします。対象となる方につきましては、先ほど出てまいりました「避難計画作成ツールキット」を使って、避難計画を作成していただいた方のうち、同意をいただいた方について、担当の「災害ころネット」に避難計画を提出して情報を共有することを考えております。災害時には、予め計画を提出いただいた方を中心に、地域の方々との連携の中で支援を展開していくということを想定いたします。自宅におられる方もいれば避難所に避難された方もおられるでしょうから、そのそれぞれのパターンに応じて、例えば避難所で大部屋に居られないという場合に、別の個室を確保していただくように避難所にお願いをする、これこれこういった配慮をしてくださるといったお願いを避難所にする、といったような支援が考えられます。自宅におられる方には、例えば見守りであったり、物資の提供であったりということをしていくことになるのではないかと思います。地域にいらっしゃる精神障害の方 100%を、ということは難しいと考えております。</p>
山本委員	<p>ちょっとよろしいですか。大元のリストアップする台帳は何か、ということ伺いたいですよ。何をもち、その人が要援護者だということになるのか、よく見えてこないのです。それと、「見守り」とおっしゃいましたけれど、差別や偏見は残っていますから、そういう中で町内会から睨まれるのではないかと、民生委員から訪問されるとか。あまり監視的になられるとちょっと困ったなあという仲間の中でも言われています。こういうところが報告書を読んでも考慮された跡が見えませんでした。</p> <p>サービス事業所に通っている方は主流ではないんですね。どちらが主流なのかといたら、サービス事業所にも通えない方のほうが数は多いのです。この現実から始まらないと危ういこともあるのではないかなと思います。</p>
障害者支援課長	<p>精神障害者保健福祉手帳を所持している方に「避難計画作成ツールキット」を配布させていただきます。中には「自分は必要ありません」と言われる方もいらっしゃると思いますので、申し出があった方で、「災害ころネット」に情報を提供することに同意していただけた方が対象ということになります。</p>
山本委員	<p>そういたしますと、プライバシーの担保はどこにあるのでしょうか。</p>

障害者支援課長	情報の提供について、予め同意をしていただく手続きが出てまいりますから、その時点で担保されるということになります。同意を頂けない方については、もちろん個人情報ですので、「災害こころネット」への提供はできないということになります。
浅野会長	他にご意見、ご質問はございませんか。私からいいですか。【資料 2】の 13 ページですが、図中に「(仮称) 精神障害者情報提供機関リスト」とありますが、これはどこで作成するものですか。
障害者支援課長	区保健福祉センターのほうで予め準備をしておき、実際に提供が必要な時にリストに基づいて提供するというものです。
浅野会長	これと、精神保健福祉総合センターが作成するという情報とは、どこでどのようにつながるのですか。
障害者支援課長	一番中心に区保健福祉センターがあります。ここが、全ての情報の集約点になり、情報の発信点となります。精神保健福祉総合センターを通して収集された精神医療に関する情報や、その他区保健福祉センターに集約された生活関連の情報などは、区保健福祉センターにおいて整理され整合性をとるようになります。
浅野会長	指定避難所は地域の方が運営するのでしょうか、行政機関は上の方はどこにつながっているのですか。
障害者支援課長	指定避難所については、各避難所ごとに運営のマニュアルが整備されており、区の災害対策本部からの要請によって避難所が開設されます。開設後の運営については、避難所となる学校、地元の町内会、運営協力を予め割り当てられた市役所各課の三者で避難所運営委員会を組織してこれにあたる形となっています。
浅野会長	なぜ、いま質問したかといいますと、「災害こころネット」は民間の団体でネットワークを組んで組織することが計画されているわけですが、市役所側のネットワークは大丈夫なのか、ということが聞きたかったのです。いま、ここで考えているのは精神障害者についてということになりますが、現実に災害の際に行政のほうで対応しなければならない人たちというのは様々おられるわけで、どうしても精神障害者の優先度が落ちる、といったようなことが起こりかねないものですから、我々のこの案を行政の中でどのように理解して貰うかということを考える必要があるのではないのでしょうか。
障害者支援課長	先ほども岩館会長代理からもご説明がありました通り、この仕組みはまずは精神障害を対象に考えて作っておりますけれども、精神障害以外の方にとっても有益なものであろうと思います。精神障害以外のところにも広めていけるよう、精神障害のところをまずはしっかりとやり、認知を広めてまいりたいと思います。
浅野会長	是非よろしくお願ひしたいと思います。他にご意見、ご質問はありますか。
光森委員	「災害こころネット」を構成する際のリーダー的役割を果たす人は、どのように決めるのでしょうか。それから、アウトリーチを行うに当たって、東日本大震

<p>障害者支援課長</p>	<p>災の時にはガソリンを入手するのがとても困難でしたが、「災害ころネット」に対して例えば優先的に給油を認めるなどといった活動の担保は考えられていますか。</p> <p>「災害ころネット」の指揮命令系統についてですが、まず災害ころネットの活動は、避難所の開設と同時に始まるとしていますので、これは区保健福祉センターからの依頼が入ることで活動開始となります。「災害ころネット」は単独の機関ではなく、複数の事業所と一緒に活動しますので、初動の動き方であったり、内部の役割分担といったものと併せて、事前に指揮命令系統について取り決めておいていただく必要があると考えます。そうでないといざというときに機能しませんので。こういった点も含めて28年度の検討実証の中で詰めていきたいと考えております。それからガソリンについてです。東日本大震災の際は、災害対応の車両に対しては優先的な給油が行われましたが、「災害ころネット」に関して現時点で優先的対応が受けられますとは申し上げられません、申し訳ありません。</p>
<p>浅野会長</p>	<p>ほかにご意見、ご質問は。</p>
<p>久保野委員</p>	<p>質問です。各区の保健福祉センターと障害者相談支援事業所の役割を教えてください。その意図は、今回提案されている仕組みは、非常時は今質問した機関だけでなく、もっとより小さな圏域の中で様々な関与をする者たちが事業体を組んで活動するという趣旨だと理解しています。いっぽう、生活再建時あるいは平常時といった非常時以外の時は、やはり各区保健福祉センターや障害者相談支援事業所などが中心の役割を担う機関として想定されていると思いますので、その相互関係、例えば私が想像したところでは、「災害ころネット」をどう動かすかといった仕組みづくりについてアドバイスする人たちが必要でしょうし、あるいは報告書の中にもあります通り、「災害ころネット」相互の間のコーディネートといったことも出ていまして、そうした点の指導的な役割をこれらの機関が担うなどといったことが想定されているのか、どう働くのか、ということが一つです。</p> <p>もうひとつは各区の保健福祉センターと障害者相談支援事業所との相互関係についても併せて教えてください。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>【資料1】の10ページをご覧ください。様々に想定されるコーディネートについては、ここに記載してございます。「災害ころネット」が困ったときのバックアップを含めて、区内のことであれば区が、区での対応が難しいという場合や全市的な調整が求められる場合には障害者支援課のほうでバックアップ、フォローをしていくという体制を考えております。障害者相談支援事業所と「災害ころネット」との関係については、支援が長期に必要な方や支援が複雑困難である場合には、「災害ころネット」から委託障害者相談支援事業所に対して支援を引き継ぐといったことが想定されてくると思います。日常の関わりという点においては、サービス事業所だけでなく障害者相談支援事業所にも積極的に関わっていただくといいことは考えています。</p>
<p>事務局 (障害者支援課主幹)</p>	<p>補足させていただきます。委託相談支援事業所は5区16か所が整備されております。区あたり3~4か所程度ということになります。災害時にその16か所だけで、市内の中学校区すべてについて支援するという事は非常に困難であり</p>

	<p>ます。こうしたことから、委託相談支援事業所については、区保健福祉センターとともに、区内の「災害こころネット」をサポートをしていくという形になるうかと思えます。</p> <p>また、「災害こころネット」を構成するサービス事業所が本来の事業を早期に再開できるように、支援の継続が必要な精神障害者、支援を必要とする度合いの高い精神障害者については、できるだけ早い段階から委託相談支援事業所や区保健福祉センターに引き継げるようにしていくことを考えております。</p>
浅野会長	ほかにご意見、ご質問はありませんか。
小幡委員	災害時要援護者情報登録制度について、周知が充分でなかった、十分な活用ができなかったということなどを踏まえて、今回「避難計画作成ツールキット」の作成であるとか、情報提供の承諾を受けて支援に繋げていくということが提案されていると思えます。実際に「避難計画作成ツールキット」の周知であるとか、理解をどのように求めて行くのか、具体的にイメージすることが難しいのですが、教えていただけますか。
障害者支援課長	一斉広報のようなものも考えていますが、やはり「伝わる」ということを考えるとこれだけでは難しいと思えます。そう致しますと、普段つながっている所、信頼できる支援者のいる所、例えば通所先である施設、通院先である病院、クリニックに協力をいただく、また自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳の更新の手続きの際に区保健福祉センターなどで丁寧に説明して理解を得ていくといったようなことを考えています。
浅野会長	よろしいですか。他には。
跡部委員	これまでの取組みについて、皆様のご議論を通してここまで作られてきたということに敬意を表したいと思えます。ひとつ確認をさせていただきたいのが、「災害こころネット」、また「避難計画作成ツールキット」についてです。東日本大震災を踏まえた地震災害のほかにも、最近ですと昨年9月、一昨年にもありました大雨被害もあります。あのときには、避難指示や避難勧告まで出されているという状況でした。「災害こころネット」や「避難計画作成ツールキット」が、こうした災害の際にもうまく行くのか、どのようにご検討されたのか、伺いたいと思えます。
障害者支援課長	作業部会の中でも、跡部委員ご指摘のとおり、地震の他にも大雨や台風などといった災害の時にどう考えるかといったことが議論となりました。ただ、具体的に災害別に検討を加えるというところまでは作業部会の中ではいきませんでしたので、まずは地震に対する対応というところから始めて、その後その他の災害についての検討ということもしていかがるを得ないと思っております。
浅野委員	<p>ありがとうございました。委員の先生方からたくさんのご意見をいただきました。多くはやはり、来年度以降、これを具体化するときに明確になってくるだろうと思われるような事柄が多かったように思われます。</p> <p>今回の最終報告書については、一部字句の修正が必要になるかもしれませんが、大筋で変更すべきところはないように私は思います。このあたりは私に一任いただいて、取りまとめたうえで私の方から市長に提言することといたしたいと</p>

考えます。よろしゅうございましょうか。

(一同異議なし)

## (2) 報告事項

浅野会長

それでは、報告事項「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方（答申）」に移ります。

事務局より説明お願いいたします。

障害企画課長

「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方（答申）」が昨年末に障害者施策推進協議会から市長あてに出されまして、すでにホームページ等にも掲載されているものでございますけれども、本日お時間を頂きまして、簡単ではございますがご説明をさせていただきたいと思っております。それでは、お手元の【資料3】をご覧ください。

はじめに、条例の検討経過です。【資料3】9ページをお開きください。

条例のあり方につきましては、平成26年6月25日に奥山市長から障害者施策推進協議会に諮問をいたしまして、検討を進めてきていただいたところです。

検討につきましては【資料3】10ページの上の部分に、「これまでの取組みの概要」ということで箱書きしてあります。障害者施策推進協議会における検討、障害当事者・家族の参画による検討、市民参画による検討、事業者等からの意見聴取という4つの方向から取組みを進めてまいりました。

障害者施策推進協議会の委員につきましては【資料3】10ページから11ページにかけてお示ししてあります。精神保健福祉審議会委員でもいらっしゃる岩館会長代理、久保野委員、坂井委員、諸橋委員にもご参加をいただきまして、ご意見を頂戴してきたところです。

障害や困っている状況などは、障害の種別によりまして異なりますので、【資料3】11ページのほうにお示ししてありますが、臨時委員ということで、様々な障害種別の当事者の方にも参加をしていただいて、協議会は13回にわたり検討を進めてまいりました。開催の状況につきましては後ほど詳細をご覧いただければと思います。

【資料3】14ページをお開きください。障害当事者・家族の参画ということにつきましては、障害者団体の皆様にご協力をいただきまして、26年度と27年度に意見交換の場を持ちますとともに、【資料3】16ページのほうにございますが、差別と感じた事例、反対に配慮があつてとても助かりましたという事例を募集をいたしまして実態の把握を行ったところでございます。精神障害の関連では、仙精連の方々にご協力をいただきまして、様々な経験を伺ったりご意見をいただきました。事例といたしましては、アパートを借りるときや就職面接の際などに、障害のことを話すと断られるといった経験をしたり、ご家族などからも結婚や就職について偏見を持たれるような経験をしたことがある、といったものが出されたところです。

さらに、差別の解消のためには広く市民の方にご理解をいただくことが必要であるということから、誰でも参加できるワークショップである「ココロン・カフェ」を開催しながら検討を進めてまいりました。概要につきましては【資料3】17ページに図が示してあります。直近の協議会で検討された内容をご説明して、それに沿ったテーマを設定してグループワークをする、ということを行いました。そこで話し合われた内容については、再び協議会に報告されて、協議会とココロン・カフェがキャッチボールをするといったような形で検討を進めたところ

でございます。ココロン・カフェには障害当事者やご家族はもちろん、一般の方にもご参加いただきまして、「初めて身近に障害者の方からお話を聞いて、そういうことで困っているということがはじめて分かった」といったようなお話をいただいたり、反対に当事者の方からは、自分の障害のことを話しをして、みんなにわかってもらえたということで、力を得た、元気になったというご意見もたくさんきかれまして、これについては今後も形を変えながら継続して欲しいというご意見をたくさん頂戴しているところです。

さらに【資料 3】20 ページから 23 ページに掲載しておりますけれども、関係する機関や事業者などにも関心を持ってもらってご意見を伺うために、訪問やグループインタビューを実施して検討してきたというところです。

これらの取組みを踏まえまして、【資料 3】24 ページにございますが、差別解消の視点について整理を行い、「(2)条例のあり方を検討する論点」としてまとめ、検討を進めてきたところでございます。

いただいた様々なご意見につきましては【資料 3】25 ページ以降にまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

答申につきましては、これら協議会で議論した内容を踏まえ、さらに昨年 11 月に実施いたしましたパブリック・コメントでいただいたご意見も反映させたものとしたまとめたものです。答申の内容につきましては、【資料 3】表紙の裏面をご覧ください。こちらに目次を示しております。構成は、「前文」から始まりまして、「目的」、「用語の定義」、「基本理念」、「市、事業者、市民の責務や役割」、「不当な差別的取扱いの禁止等」、「合理的配慮の提供」、差別を解消していくための「基本的な施策」、「差別に関する相談等」ということになっております。基本的には、障害者権利条約や今年の 4 月に施行される障害者差別解消法の趣旨を踏まえた内容になっていると考えております。もう 1 ページめくっていただいて、「1 ページ」と付されているところから「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方」の答申の本文となります。

「前文」につきましては、これまでの障害者保健福祉の取組みを振り返り、障害を理由とする差別の現状と課題を認識して条例を制定する趣旨を明らかにする、という内容になっております。

それから条例の「目的」としては、障害を理由とする差別の解消を推進し障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指すこと、ということにいたしました。

「定義」につきましては、条例に用いる用語について定義をしています。障害者差別解消法におきましては、障害があるということだけで、他の人と異なる取扱いをすること、不当な差別的取扱い—例えば「精神障害者の人にはアパートを貸しません」といったようなこと—が禁止となります。それから、障害に応じた対応を行う—例えば聴覚障害のある方に口頭だけで説明をするのではなく、その方にあった合理的な配慮を行う—ことが求められ、そうしないことは差別に当たるということになります。本市の条例においても、差別解消法と同様の枠組みで定義をしているところです。

次のページにまいりまして、「基本理念」につきましては、障害を理由とする差別の解消を推進するために、特に認識しておく必要があることについて、5 項目にわたりまとめております。この中では特に 4 つ目、女性や子どもといった、性別や年齢など様々な複合的な条件によって、より困難な状況に陥りやすい方がいることを踏まえて、個々の状況に応じた適切な配慮が必要であるということ、5 つ目の東日本大震災の経験を踏まえて、災害発生時における配慮の必要性について定めたということで、この点については仙台市としての特色が出ているもの



	<p>と考えております。</p> <p>「市、事業者、市民の責務や役割」については、それぞれの責務や役割を示しております。</p> <p>続いて3ページに移りまして、「不当な差別的取扱いの禁止等」です。これについては、生活において身近な9つの分野、先ほど事例の募集をしたというご説明をいたしました。そこでも挙がってきた分野について、具体的な内容を示したところです。</p> <p>4ページの「合理的配慮の提供」につきましては、市については義務、事業者については努力義務としております。なお、雇用する場合のことも4ページの上段で触れております。障害者雇用促進法については、28年4月より改正施行されますけれども、雇用する場合には、事業者にあっても合理的配慮の提供が義務ということになっております。</p> <p>続きまして5ページ、「基本的な施策」です。ここには、差別の解消を推進するための基本的な施策として5つ示しております。これについては、先ほどもご説明いたしました、様々な取組み—特にココロン・カフェ等の中で出されてきたものを集約する形で、まとめることができたものと考えております。</p> <p>それから6ページになります。「差別に関する相談等」といたしまして、もしも差別に当たるようなことが起きてしまった場合の相談や紛争解決の仕組みについても、条例の中に具体的に位置付けたところです。まず、市が相談を受けること、そして相談によっても解決が得られない場合は、紛争を解決するための調整機関を置くこととしております。調整機関につきましては、調査を行い、助言やあっせんを行うこととしておりまして、仮に相手方がその助言やあっせんを受けない場合は、市長がそれを受けようように勧告することとしております。それでも受けない場合については公表するという項目も設けまして、条例の実効性を担保する仕組みを設けているところです。</p> <p>また、国・県の関係機関や民間の支援者など、関係する地域の皆様と、差別解消に関する啓発や課題の解決に取り組むための連携を図るということについても書き込んでいます。</p> <p>条例のあり方の答申については、以上でございます。現在この答申をもとに、条文にする作業を進めているところでありまして、2月から始まります第1回定例会に提案する予定です。併せまして、現在、市役所の職員の対応の要領であるとか、相談についてどのようにしていくかという検討を進めているところです。</p> <p>差別解消の取組みにつきましては、条例を制定して終わりということではなく、制定した後も継続的に進めて行くということが大事になると考えております。今後も引き続き、皆様に状況をご報告しながら、またさまざまな取組みにご協力をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
浅野会長	<p>はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問ございませんか。</p> <p>条例案というのはもうできているのですか。</p>
障害企画課長	<p>まだ作成途上です。</p>
原田委員	<p>条例ができるということで、これからもココロン・カフェなどを通して少しずつ、差別禁止のことなどについて周知していく、ということですが、市民</p>

<p>障害企画課長</p>	<p>に条例があるということを知周知する、知っていただくということはなかなか大変なことだと思います。この点について、どのようなお考えをお持ちか伺いたいと思います。</p> <p>差別というものは、どうしても起きてしまうことであり、そうした際にできるだけ早く対応しなければ、いけないと思います。そうした体制、仕組みをしっかりと作っていただければと思います。</p> <p>ただ今のお話は、市民に条例があることそのものをどのように周知していくのかということと、もし差別が起こった場合の対応についての仕組みづくりが必要ではないか、ということであったと思います。</p> <p>まず、周知につきましては、「市役所だけで」といったようなものでは広まらないであろうと考えております。やはりこのことについては、障害のある当事者のみなさん自身にも、支援者の人自身にも、是非主体的に関わっていただきたいと思います。ココロン・カフェで、参加したみんなが「よかったね」と思えたことは、自分でいろいろなことを言ったり伝えたりしたということに非常に充実感を感じたということでした。確かに、先ほどの議論の中でも、町内会の人に障害のことを知られたくない、知られることが恐ろしいといったお話もありました。実際、そういったことも起きていることなのだろうと思いますけれど、一方で支えようとしてくださる方々もいらっしゃるわけです。そういう方を見つけていくこと、広げていくこと、そういう方たちと出会う場を作っていくこと、こうしたことがとても大事で、ココロン・カフェがそうした場になったのだな、と私は感じています。もちろん差別解消の啓発のための事業というものにも取り組んでいくのですけれども、ココロン・カフェでやられたようなことをベースに、協力してくれる人、発信してくれる人を繋いでいくような活動をやって行きたい、ということと考えております。</p> <p>差別への対策につきましては、差別解消の取組みというものは、まったく新しいことを始めるというのではなく、これまでもさまざまな支援者や障害当事者の活動として取り組まれてきたことなのだと思いますし、障害の保健福祉の施策というものは、まさに差別解消のためのいろいろな取組みなのだと思います。ただ、このような条例ができたことで改めて、それを切り口にきちんと向き合っ取り組むことができるのではないかと考えます。そのところを、これまで相談支援に携わってこられた方たちと一緒に、強化しながら取組みを進めて行くということにしております。</p>
<p>浅野会長</p>	<p>よろしいですか。他にご質問などはございませんか。</p> <p>それではこの件についてはこれでよろしゅうございますか。予め準備された議事は、以上となります。その他、委員の先生方から何かございますでしょうか。</p>
<p>浅沼委員</p>	<p>先ほどの「災害ころネット」につきまして、モデル的な取組みを若林区から始めるということで、とても興味を持ちました。我々開業医は、中学校区ごとに置かれている地域包括支援センターと在宅ケア会議というものを年に1~2回行っております。民生委員や町内会長、老人会、サービス提供の事業者などからも会議には参加してくる形となっています。テーマは様々例えば認知症であったり、オレオレ詐欺であったり一ですが、地域の課題を掘り起こして検討するものになっています。参加者はおおよそ町内会の単位ですから、顔の見知った関係でやれているわけです。今度の「災害ころネット」についても、このような感じで行われるのかなというイメージでいるのですけれど、いかがでしょうか。</p>

	<p>それともう一点です。避難所はだいたい学校ということになっていますので、仙台市医師会では学校の校医が必ず担当校の避難所に行くような形で整理しているのです。昨年9月の水害の際にも、午前2時頃に避難命令が出ましたので、避難所になる学校に電話したのですが、誰も出ないということがありました。ところがその時には沖野中学校に300人ほどの住民が集まっていたということだったので、実際には歩行の困難な方などもいるでしょうから、相当な苦労があったと思います。早い時間、早いタイミングでの情報提供というものをしてもらいたいところです。</p>
<p>障害者支援課長</p>	<p>在宅ケア会議に対応する障害者の仕組みといたしましては、区の中に、自立支援協議会というものがございます。その中に、サービス提供事業所や相談支援事業所が入っておりますので、そういったところとも連携をしながら進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>浅野会長</p>	<p>よろしいですか。その他ございませんか。 よろしいですね。それでは、本日の議事についてはここで終了といたします。</p>
<p>その他 事務局（司会）</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、その他といたしまして、後藤委員より審議会のお場をお借りしてお伝えしたいことがありますとのことです。後藤委員、よろしくお願いいたします。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>私どもの法人のほうに、精神障害者の交通費割引制度の請願に関する署名の依頼がございました。ご存じのとおり、JRですとか航空機につきまして、身体障害者あるいは知的障害者に関しましては、運賃の割引といった制度が設けられておりますけれど、精神障害者については、まったくまだまだ遅れておまして、対象に含まれておりません。ようやく、国に対して要望の声を挙げようということで立ち上がった運動で、100万人の署名を集めて請願書として提出したいと考えております。仙台市では2万人を募る計画にして取り組んでおりますので、ご賛同いただける方にはご署名をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>閉会 事務局（司会）</p>	<p>最後に事務局から、議事録の作成についてですが、事務局におきまして案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正を加えていただき、ご返送いただければと考えております。 これに基づきまして、事務局が修正作業を行いまして、会長及び光森委員に署名をいただき、議事録として確定の手続きを進めたいと思います。 それでは、以上をもちまして、平成27年度第1回仙台市精神保健福祉審議会を終了させていただきます。 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、長時間にわたってのご審議、誠にありがとうございました。</p>

平成 28 年 3 月 24 日

署名委員 光森陽子 